

清流公園 イベント利用の手引き
[試行版]

令和6年4月

福岡市

目次

1. 公園の概要	1
2. 利用対象範囲	1
3. 利用可能日時	2
(1) 利用可能時間	
(2) 1回当たりの連続利用可能日数及びひと月での開催制限	
4. 料金	2
(1) 条例に基づく使用料等	
(2) 設備使用料	
① 水道設備②電気設備	
(3) 使用料等の還付基準	
5. 利用手続き	3
(1) 手続きの流れ	
(2) 利用窓口	
(3) 利用予約申込み	
(4) 事前打合せ	
(5) 許可申請手続き	
(6) 完了報告	
6. その他必要な手続き	5
7. 許可の取消し	6
8. 利用条件	6
(1) イベントの目的・内容	
(2) 運営体制	
① 主催者責任の明確化	
② 安全管理（イベント中止の指示）・事故防止	
③ 一般来園者や周辺地域とのトラブル防止	
④ 公共交通機関の利用促進	
(3) 施設利用	
① 仮設トイレ・ゴミ箱の設置及び清掃	
② 飲食物の提供に伴う対応	
③ 車両の乗入れ・駐車	
④ 利用後の原状回復義務	
(4) その他	
① 行為の制限	
② 権利の制限	
③ 免責	
(参考資料) 関係法令（抜粋）	11

はじめに

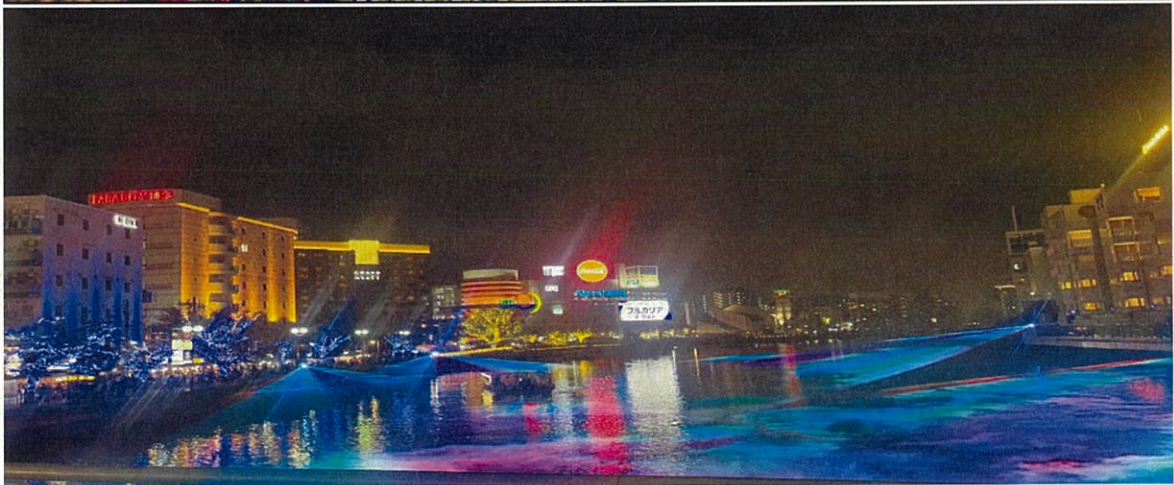
清流公園は、天神と博多の間を流れる那珂川沿いに位置し、都心部の貴重な空間であるとともに、川面に映るネオンなどの夜景は福岡を代表する風景となっています。公園内には四季折々の花々があり、人々の憩いや賑わいの場所となっています。

また、福岡市では、那珂川沿いの須崎公園から清流公園までのエリアで、川を活かした憩い楽しめる空間の創出や回遊性向上を図るため、川に向かって開かれたまちに誘導していく、水辺を活かしたまちづくり「リバーフロント NEXT」を進めています。

公園内でイベントを開催する場合は、公園本来の機能である憩いの場としての自由な利用との調和、周辺地域に騒音等の迷惑をかけないこと、樹木や園路等を良好な状態に保全することなど、様々な配慮を行ったうえで、公園管理者である博多区役所（以下「博多区役所」という）の許可が必要となります。

この手引きは、当公園を快適にご利用いただくとともに、良好な環境が保てるよう、イベント利用時のルールを定めたものです。イベント利用にあたっては、この手引きに沿って、適切な手続き及び運営をされるようお願いいたします。

なお、イベント以外の集会や撮影等にご利用される場合は、別途、公園管理者にご相談ください。



1. 公園の概要

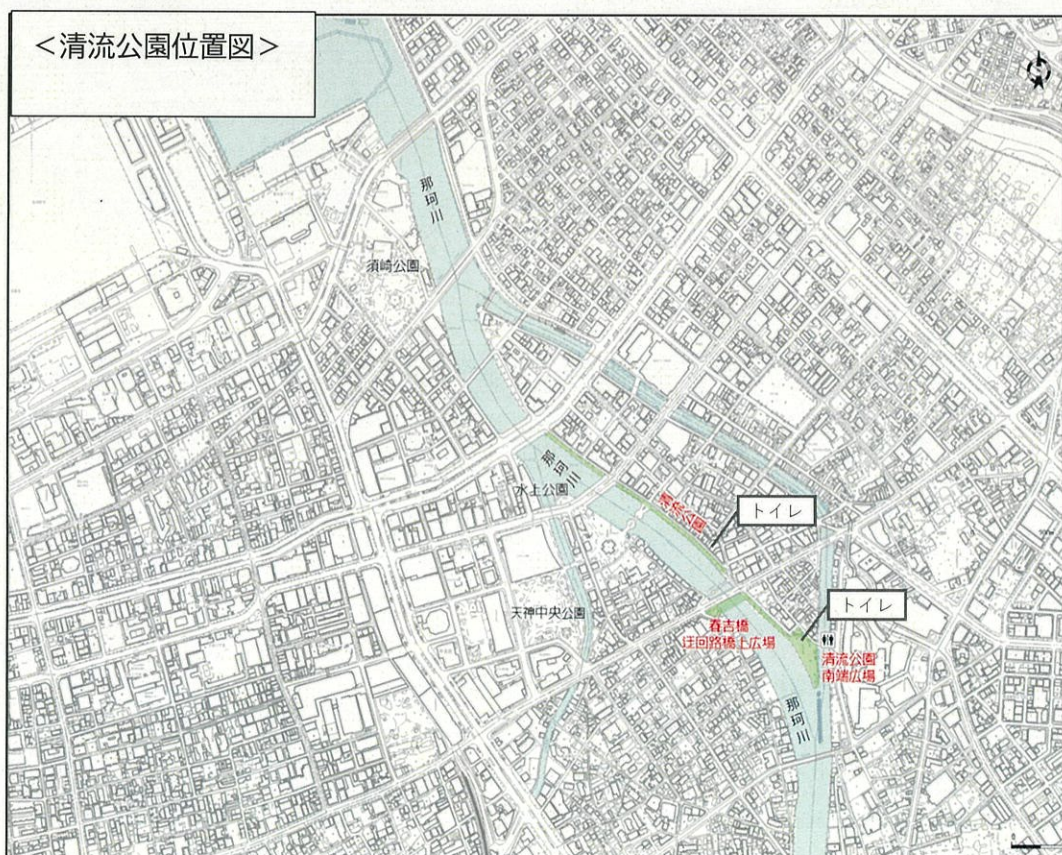
- ・所 在：福岡市博多区中洲一丁目 95 番地内外
- ・公園概要：清流公園（約 1.1 ha）
- ・用途地域：商業地域
- ・そ の 他：準防火地域

2. 利用対象範囲

イベント利用の場所としては主に下記の広場が想定されます。また、内容によっては広場以外の区域を利用することも可能です。

ただし、両広場で同時にイベントを開催することとなる場合、音を出すイベントの場合、その他の理由で、一般来園者の公園利用や周辺に支障がないか総合的に判断させていただいたうえで許可しますので、公園管理者にご相談ください。また、公園管理者と打ち合わせを行った後に、地域への説明が必要な場合があり、総合的に判断した結果、許可できない場合もあります。

名称	面積	周辺施設
清流公園南端広場	約 3,500 m ²	広場内にトイレ 1 カ所
春吉橋迂回路橋上広場	約 1,420 m ²	国道道路より下流側にトイレ 1 カ所



3. 利用可能日時

(1) 1日当たりの利用可能時間

9:00~23:00まで（設置・撤去を含みます）

※ イベントによる音響設備の利用は22:00までです。

※ 設営・撤去作業がこれを超える場合や、これによりがたい場合は、公園管理者と協議してください。

(2) 1回当たりの連続利用可能日数及びひと月当りでの開催制限

同一イベントでの連続した利用日数は、5日間（設営・撤去の日数は含みません。）までとし、同一業者は原則ひと月に1回までの開催とします。

※ これによりがたい場合は、公園管理者と協議してください。

※ なお、福岡市が主催するイベント、及び中洲 JAZZ、中洲まつりはこれによりません。

4. 料金

(1) 条例に基づく使用料等

清流公園をイベントで利用する場合は、下記の区分に基づき、公園使用料（イベント行為そのものの許可に係る料金）が必要になります。利用の前日までにお支払いください。

※ 対象イベント：物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行

（例：飲食イベント、企業プロモーションイベント、営利を目的とした展示即売会など）

種別	料金	
公園使用料	・土日祝日：31円/㎡・日	<橋上広場>
	・平日：15円/㎡・日	・全面一括利用のみ（約1,420㎡）
		<南端広場>
		・使用面積（少数点第3位以下切り捨て少数2位止め）

※ 土日祝日：土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

※ 設営又は撤去のみを行うために使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1とします。



(2) 設備について

① 水道設備

公園内にはイベントのための水道設備はありません。主催者にて持ち込み、汚水は持ち帰りをお願いいたします。

② 電気設備

公園内の電源設備はイベントに対応できるものではありませんので、主催者にて発電機を用意していただきます。

(3) 使用料の還付基準

既納の使用料は還付しません。但し、市の都合または台風等や自然災害等不可抗力により利用することができない場合はこれに限りません。

※ 想定されていた収益の補填等は一切行いません。

5. 利用手続き

(1) 手続きの流れ

時期	主催者（利用者）	公園管理者
開催6か月前 } 2ヶ月前	・空き状況の問合せ ・事前打合せ ・企画書の提出、会場レイアウト図、その他運営計画がわかる資料等	・空き状況の回答 ・利用条件、料金等の説明 ・企画書の確認及び可否通知（仮登録）
開催2ヶ月前 } 2週間前	・「公園内行為許可申請書」提出 ・「公園内占用許可申請書」提出（添付資料） ・その他必要資料提出	※公園使用料の確定
開催2週間前 } 設営前日	・使用料等の支払い	・「公園内行為許可書」発行 ・「公園内占用許可書」発行 ・イベント周知看板の設置の打合せ ・「納付通知書」発行
設営	・資材搬入、設営	
イベント開催期間中	・イベントの指揮監督、会場整理 ・会場、トイレの定期的な清掃 ・苦情対応・ゴミ回収	
撤去	・清掃、ゴミ回収、原状回復 ・管理者への報告（撤去時の写真）	

(2) 利用窓口

福岡市博多区役所 管理調整課 公園係

[住 所] 福岡市博多区博多駅前2丁目8-1 (8階)

[電 話] 092-419-1063 [FAX] 092-441-5603

[e-mail] kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

(3) 事前打合せ

当公園でのイベント利用にあたり、事前に公園管理者と打ち合わせが必要です。イベントの目的や内容、運営体制（責任者、安全対策等）、人・車両の動線、工作物等の配置・

設置方法などのイベント企画内容の確認のうえ開催可否判断をさせていただきます。

また、公園管理者と打ち合わせを行った後に、必要に応じて地域への説明を行っていただく場合があります。

(4) 利用仮予約申込み

イベントの企画書が認められた後に、イベント利用希望日に空きがあれば、公園管理者にて仮登録いたします。

なお、利用希望日に地域や地方公共団体等による利用の予定がある場合は、地域や地方公共団体等の利用を優先させていただきます。

(5) 許可申請手続き

公園管理者への申請手続き（本申請）は、イベントの企画書が認められた後に、開催2ヶ月前（設営日含む）から2週間前までに行ってください。

(6) 提出書類

① イベントの企画書

1. 目的、期間、実施主体（運営組織がわかる資料）、収支計画等
2. 会場レイアウト図、利用面積（または占用面積）がわかる資料（求積図、求積表等）
3. 設備計画（仮設トイレ、ゴミ箱、消火設備、給排水設備、電気設備等）
4. 警備計画（夜間警備、イベント中の誘導員配置等）
5. 出展内容がわかる資料（出展者の一覧、出展者募集要領等）
6. 広報計画（チラシ、ホームページ、テレビCM、SNS等）
7. イベント当日のタイムスケジュール（設営、開催期間中、撤去を含む全日程）
8. その他公園管理者が求めるもの（安全対策、緊急連絡先等）

② 企画が通った後に提出する申請書類

1. 公園内行為許可申請書
2. 公園占用許可申請書
3. 公園使用料等減免申請書（※減免又は免除される場合のみ）
4. 従事者名簿及び食品衛生法上の営業許可番号
5. 地方公共団体等による後援を証する公文書（※必要な場合のみ）
6. 次頁の保健福祉センターや消防署への届出の写し（届出が必要な場合のみ）
7. その他必要資料

③ イベント終了報告（終了直後）及び完了報告

イベント終了後、完全に終了していることの確認のため終了直後の写真をイベント終了30分以内に公園管理者まで送付してください、また今後のイベント利用環境の向上を目的として、以下の項目もご報告願います。なお完了報告書は当該イベント終了後速やかに提出してください。

1. イベント実施内容
2. イベント実施時の写真（全景、当日の状況のメイン部分を主に数点ほど）
3. 清掃・撤去完了後の写真（全景、メイン部分等現況復旧が分かるもの）
4. 来場者数、苦情（件数、内容）
5. 事故報告書（警察や消防に関する事故を起こした場合）
6. 収支決算書

7. 管理者への要望等
8. その他、音楽イベント等スピーカーやアンプ等を利用して大きな音を出す場合（音楽イベント等）は測定値（dB）の報告

※ 完了報告書が提出されない場合は、次回のイベントの申請書を受理することはできません。

6. その他必要な手続き

内容、手続き	関係法令	所管部署・協議先
【食品を提供する場合】 ・飲食物を調理、販売する場合は、 <u>原則として一週間前までに「臨時営業」等の営業許可・営業届出を行うこと</u> ・「出店するテントのサイズ等により、提供品目に制限がかかる恐れがあるため、主催者は出展者及び店舗配置図等を持参の上、事前相談を行うこと	食品衛生法	博多区保健福祉センター 衛生課 Tel092-419-1126
【火気器具等を使う場合】 ・多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合は消火器を準備し、 <u>露店等を開設する場合は、消防署へ届け出が必要</u> 【観覧用補助イスを設置する場合】 ・ステージイベント等に際して、観客席として多数の補助イス等を設置する場合は、消防署へ届け出が必要	消防法 福岡市火災予防条例 福岡市火災予防規程	消防局予防部予防課 Tel092-725-6611
【交通混雑が予想される場合】※1 ・イベント期間中の円滑な交通の確保や事故防止の観点から、 <u>必要に応じて交通管理者と協議し対策が必要</u>	道路交通法	博多警察署交通規制係 Tel092-412-0110 【橋上広場を使用する場合は中央警察署へも協議が必要】 中央警察署交通規制係 Tel092-734-0110
【仮設工作物等を設置する場合】 ・仮設工作物の構造や規模等によっては、 <u>建築確認の届け出が必要となる場合がある</u>	建築基準法	住宅都市局建築審査課 Tel092-711-4774

※1 春吉橋迂回路橋上広場でイベントを開催する場合、必要に応じて博多警察署と中央警察署との協議が必要です。

※2 著しく河川に影響を与える場合、福岡県土整備事務所の確認が必要です。

※ 内容によっては、上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、主催者にてご確認ください。

7. 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、公園内行為許可又は公園占用許可を取り消し、今後の利

用を認めない場合があります。

- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- ・施設や付帯設備・備品を破壊、滅失する恐れがあると認められるとき
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団の利益となると認められるとき
- ・都市公園法又は福岡市公園条例、その他関係法令に違反したとき（食品の提供方法等の指導を繰り返し受け、改善が見られない場合を含む）
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・許可条件に違反したとき
- ・指定された期日までに使用料等を支払わないとき
- ・本手引きに記載されている遵守事項、その他公園管理者の指示に従わないとき
- ・その他公園の利用や管理運営上、支障があると認められるとき

8. 利用条件

(1) イベントの目的・内容

福岡市では、那珂川沿いの清流公園を含むエリアで、川を活かした憩い楽しめる空間の創出や回遊性向上を図るため、川に向かって開かれたまちづくり、水辺を活かしたまちづくり「リバーフロント NEXT」を推進しています。

また、清流公園は、天神と博多の間に位置し、都心における貴重なオープンスペースであり、市民や来街者の憩いの場として、また、一日中楽しめる賑わいの場としての活用を考えており、当公園で実施するイベントは、以下の項目のいずれかに該当することを条件とします。

- リバーフロント NEXT の推進に資するもの
- 花や緑、水辺等の公園的要素を活かし、市民の憩いや緑化啓発、レクリエーションや健康増進等に資するもの
- 地域活性化や市民の文化活動の啓発等に資するもの

(2) レイアウト

- ① 「リバーフロント NEXT」を推進に資する、水辺を活かしたイベントにする為に、橋上広場でイベントを行う場合には、川側及び国道側からの視線を遮ることなく周囲に開かれたレイアウトにしてください。(国道側の設置部は必ず半分以上開け、外部よりイベント内容が視認できるようにしてください)
- ② 橋上広場でイベントを行う場合には、平助筆復古堂ビルの出入口に配慮したレイアウトにしてください。

(3) 運営体制

① 主催者責任の明確化（責任ある運営体制）

次の全てについて責任ある対応ができる責任者を配置しなければなりません。必要に応じ副責任者の配置等、複数名による現場管理を行っても構いません。

- ・利用申込みからイベント後の片付け完了まで、イベントの全体を掌握すること
- ・利用当日、現場に常駐すること
- ・運営担当者、出展者、イベント参加者の指揮監督を行うこと（あらかじめ利用条件等の遵守事項の周知徹底を図ること）

- ・責任者から、各運営担当者、出店者等への指揮命令系統が整理されていること
- ・公園管理者から常に連絡を取ることができること
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に応じること

※ イベント業者に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや公園管理者からの指導に適切に対処しないような場合や、責任ある運営体制が実際に図られていなかった場合等は、イベントを中止にさせると共に次回以降の利用は許可しません。また中止に伴う営業補償、損害賠償等にも一切応じることはありません。

② 安全管理・事故防止

イ 事故防止対策

- ・設営から片付け完了までの全行程で、適切に安全対策を講じなければなりません。
- ・資材搬入等で車両が進入する際は、監督員の配置など事故防止策を講じなければなりません。
- ・夜間、公園内に資材を置く場合は、警備要員を配置しなければなりません。
- ・火気器具等（液体・固体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、火消しつぼ等）を使用するイベントは、福岡市火災予防条例により消火器の準備及び届出が義務付けられておりますので、消防局予防部予防課に連絡し、必要な対策を講じなければなりません。
- ・遊具を設置・使用するイベントについては、適切かつ確実に安全点検を実施するとともに、変状及び異常を発見した場合は速やかに適切な措置を図るなど、安全に利用できる環境を確保してください。
- ・ステージやブース等の設置に際しては、参加人数に応じて必要な通路や空間を確保し、安全に利用できる環境を確保してください。

ロ 強風対策

- ・「暴風警報」が発令された時点で、公園管理者よりイベントの中止（※）を要請します。

※イベントの中止とは、暴風警報発令中にテント等の設置物の飛散事故を防止するための対策を行い、公園利用者及び周辺環境への安全を確保してください。必ずしも撤去（更地化）を要請するものではありません。

※イベントの中止要請をした場合、要請対象期間については日数分使用料等の還付を行います。

- ・イベント時には、天気予報を定期的（※）にチェックし、現地の天候予測を行い、防災に活かしてください。

※ 平常時は、気象庁から11時と17時に発表される情報を活用してください。

- ・必要に応じて、事業者の判断においてテント等設置物の飛散事故の防止対策を行ってください。

（例）イベント開催時間帯以外はテントの足を曲げ、高さを低くする、天幕やシートを外しフレームだけにする、など。

ハ 事故発生時の対応

- ・事故発生時は速やかに公園管理者に報告するとともに、警察や消防等関係機関へ

の通報やイベントの中止など、適切に対応しなければなりません。

二 事故発生時の責任体制の確保

- ・ イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険へ加入するなど、主催者側で責任を取れる体制をとってください。

ホ イベントの中止の指示

- ・ 事前に台風等や自然災害等により安全面が確保できない恐れがあると判断される時、公園管理者はイベントの中止（イベント開催中も含む）を指示することがあります。公園管理者から指示を受けた際は、指示に従っていただきますよう、お願いします。

※ 台風等気候変動による中止指示の判断後、想定気候変動等が生じないことによるクレーム等はお受けできません。

※ なお、公園管理者のイベント中止の指示に応じなければ今後の使用許可はできません。

※ 公園管理者がイベント中止の指示をした場合、スケジュールの空き具合によっては開催日を後日にずらすことができます。

③ 一般来園者や周辺地域とのトラブル防止

イ 公園の一般来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにしてください。必要に応じて、看板等による事前告知や周辺地域への事前説明を行ってください。

ロ 勧誘行為、募金や署名の働きかけ等の行為は、許可された区間以外で行うことはできません。

ハ ステージやブース等は、一般来園者の通行の妨げにならないよう動線を確保したうえで配置してください。

二 公園周辺には店舗や事務所、住宅が多数ありますので、大音量を伴うイベントは控えるとともに、ステージやブース等は、周辺地域に騒音等の迷惑がかからないよう配置し、リハーサル時、イベント当日ともに、騒音測定を行ってください。なお、音量の基準は次表のとおりです。音量基準以上の場合、重低音や高音等で周辺地域に迷惑がかかる場合は、イベント中でも許可を取り消す場合があります。

【福岡県騒音防止条例】音響機器の音量基準（商業地域）

区分	音源の周辺の建物境界線
6:00～8:00	65dB
8:00～19:00	70dB
19:00～23:00	65dB

※ 音量を測定してもらう境界線の場所については管理者より別途説明を行います。

④ 公共交通機関の利用促進等

公園内には駐車場、駐輪場がありません。地下鉄やバスなど公共交通機関の利用を促進する策を講じるか既存の駐車、駐輪施設をご利用ください。

(4) 施設利用

① 仮設トイレ・ゴミ箱の設置及び清掃

イ 主に飲食物を提供するイベントで従事者及び集客人数が概ね1日当たり1,000名以上となる場合は、仮設トイレを設置してください。

□ 飲食物等の提供がありゴミの発生が予測される場合は、ゴミ箱を設置し、ゴミの回収処分を行ってください。また、購入者に対するゴミ捨ての指導をしっかりと行ってください。

ハ 主催者は、イベント開催期間中、トイレの定期清掃や会場及び会場周辺の清掃を必ず実施してください。

ニ イベント終了後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰らなければなりません。出店者が放置した生ゴミや汚水、イベント参加者が放置したゴミ等についても、主催者が責任を持って片付けなければなりません。

*清掃が十分でないと判断した場合は管理者にて清掃を実施し、費用を請求します

② 飲食物の提供に伴う対応

イ 調理を行う場合は、ブルーシートやマットを敷くなど、汚れ防止策を講じてください。

□ 食品を提供する場合は、食品衛生法等に基づく営業許可や届出が必要な場合があるので、博多区保健福祉センター衛生課にお問い合わせください。

ハ 酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車のドライバーに提供しないことを明示しなければなりません。

ニ 飲食物の持ち歩きはイベント会場内のみとする旨、周知に努めてください。当該公園内の屋台については屋台外での飲食を禁じていることから、当該会場においても持ち出し禁止のルール徹底にご協力ください。

③ 車両の乗入れ・駐車及び駐輪

イ 公園内への車両の乗入れや駐車は、資材の搬入出や出展等に必要なものに限り許可します。

□ 資材の搬入後は速やかに退出してください。また、関係者の送迎等のための車両の乗入れや駐車は禁止します。

ハ 進入口、退出口には警備員を配置するなど、一般車両の入場がないよう監視し、安全誘導を行ってください。

ニ イベント実施の1週間前までには進入車両のリストを提出してください。車両が公園内に進入する際は、フロントガラスなど、見えやすいところに通行証を掲示してください。

ホ 公園内に進入した車両は、子供の飛び出しなど周囲の状況に注意してください。ハザードランプを点滅し、最徐行(10 km以下)で決められた場所のみを走行しなければなりません。クラクションやアイドリングは禁止です。

ヘ 清流公園橋上広場に進入する車両は8 t車以下を原則とし、管理者より指示された進入経路で通行してください。ただし、これによりがたい場合は、公園管理者と協議してください。

ト 従業員、来場者の駐輪についても禁止します。既存の駐輪場をご利用ください。

④ 利用後の原状回復義務

イベント利用に際しては、事前及び終了後に公園管理者が利用範囲の状況を確認します。イベント終了後に損傷等が認められた場合は原状に回復していただきます。

イ 原状回復を求める場合

・公園の園路、広場、樹木、構造物、設備、貸出備品などの損傷や紛失又は汚れ(以

下「損傷等」という。)が発生したとき。

【損傷等の例】

- ・搬入車両による樹木の損傷、園路の不陸や破損、グレーチングの破損
- ・照明灯や柵との接触による破損、バリカーの鍵の紛失、路面の汚れなど

□ 公園の損傷時の対応

- ・損傷等が発生したときは、速やかに公園管理者に連絡してください。
- ・イベント終了後、損傷等がないか公園管理者の確認を受けてください。
- ・清掃、修理、復旧等は、主催者の責任において行うか、その費用を支払う方法があります。公園管理者と協議のうえ、決定してください。

(5) その他

① 行為の制限

イベントに伴う行為についても制限させていただく場合がありますので、予定行為については公園管理者に事前協議のうえ、指示を受けてください。

また、制限行為を実施する場合には、許可を受けた範囲内で行う必要があります。

(例) 協賛企業の宣伝行為

協賛企業の商品やサービスの展示、サンプル配布等のためのブースの配置は、イベント本体よりも目立たない規模・配置でなければなりません。

② 権利の制限 (利用権の譲渡・転貸の禁止など)

主催者は、公園管理者による許可の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸してはなりません。

③ 免責

天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。

他の利用者や団体の不適切な利用によってイベント開催に支障が生じたり、開催できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。

(参考資料) 関係法令

・都市公園法(抜粋)

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(許可の条件)

第8条 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(公園予定区域等)

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

(2)～(3) (略)

4 第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域(以下「公園予定区域」という。)又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項(第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して公園施設(予定公園施設を含む。)

を設け、又は管理した者

- (2) 第6条第1項又は第3項(第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して都市公園(公園予定区域を含む。)を占用した者

・都市公園法施行令(抜粋)

(占用物件の外観、構造等)

第15条 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

2 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

3 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

・福岡市公園条例(抜粋)

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為(第3号に掲げる行為にあつては、規則で定める公園で行うものに限る。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行のために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に該当する者には第1項又は前項の許可をすることができない。
- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
 - (2) 公益を害するおそれがあると認める者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。
- 6 公園をその用途以外に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 7 第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること(花畑園芸公園の果実採取園又はかなたけの里公園の分区園で市長の承認を受けて果実又は農作物の採取を行う場合及びかなたけの里公園で市長が実施する事業において果実又は農作物の採取を行う場合を除く。)
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること(法第6条第1項の許可を受けて行う場合及び第8条の承認を受けた者が電光掲示盤又は大型映像装置の利用に際して一時的に広告を表示する場合並びに市長が特に認める場合を除く。)
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車両(自転車を除く。)を乗り入れ、又は駐車すること。

(9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊びをすること。

(10) 風致を害すること。

(利用の制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園使用料)

第6条の2 第4条第1項又は第6項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

(占有許可申請書の記載事項)

第16条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の種類及び数量

(3) 工作物等の管理組織

(4) 工作物等の設置工事の計画

(5) 公園の復旧方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(占用料)

第18条 法第6条第1項の許可(第4条第1項第3号に掲げる行為に伴う占有に係るものを除く。)を受けた者からは、別表第4に定める金額の範囲内において規則で定める額の占用料を徴収する。

(権利の譲渡禁止等)

第19条 公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占有の許可又は有料公園若しくは有料公園施設の利用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料等の不還付)

第20条 既納の使用料、手数料及び占用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(使用料等の減免)

第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料、手数料又は占用料を減免することができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

第25条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条第6項の規定に違反して公園をその用途以外に使用した者

(3) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(4) 第22条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第26条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

別表第4（公園占用料）（抜粋）

種目		単位	期間	占用料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日	4,290円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1点	1日	21,500円
	その他のもの	1平方メートル	1月	550円

・福岡市公園条例施行規則（抜粋）

（規則で定める公園の範囲等）

第1条の2 条例第4条第1項の規則で定める公園及び条例別表第1の3物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行を行うものの項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

（行為の制限）

第2条 条例第4条第1項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 撮影会、映写会、スケッチ会、野外音楽会
- (2) 営利を目的としない奨励的物産の即売会

（行為許可申請書等の様式）

第3条 条例第4条第2項及び第3項の申請書並びに同条第4項の許可を与えるに当たって交付する許可書の様式は、様式第1号による。

（占用許可申請書等の様式）

第10条 条例第16条の申請書及び許可を与えるに当たって交付する許可書の様式は、様式第5号による。

（占用料）

第12条 条例第18条の占用料の額は、別表第7のとおりとする。ただし、同表により難いときは、そのつど市長が定める。

（使用料等の算定方法）

第13条 条例第6条の2及び第14条の使用料並びに第18条の占用料（以下「使用料等」と総称する。）は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 使用料又は占用料が月額で定められているものについて利用又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。ただし、利用又は占用の期間が15日以内のときは、1月当りの使用料又は占用料の額の2分の1とする。
- (2) 使用料又は占用料が年額で定められているものについて利用又は占用期間に1年未満の端数があるときは、前号本文を用いて計算した月数に応じて月割により算定する。
- (3) 利用又は占用の面積は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、利用又は占用の長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルにそれぞれ切り上げる。
- (4) 使用料又は占用料の総額が100円に満たないときは、100円とする。

（使用料等の徴収方法）

第14条 使用料等は、許可の際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、利用又は占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、初年度分の使用料等は、前項の規定により徴収し、次年度以降の分の使用料等は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、納期限を指定して徴収することができる。

（使用料等の還付基準）

第14条の3 条例第20条ただし書の規定による還付の基準及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 天候その他不可抗力により利用することができない場合は、当該事由により利用することができなくなった期間に係る使用料又は占用料
- (2) 公益上の必要又は市の都合により許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、又は行為の中止等を命じた場合は、当該取消し、停止、命令等により利用することができなくなった期間に係る使用料又は占用料

- (3) 利用の日の7日前までに様式第6号による許可又は承認に係る施設利用取り止め届を提出したとき又は公共施設案内・予約システムにより利用の取り止めに申し出たときは、使用料又は占用料の全額
- (4) 前3号に定めるもののほか市長が特別の理由があると認めるときは、市長が必要と認める額
- 2 使用料、手数料又は占用料の還付を受けようとする者は、様式第7号による使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、公共施設案内・予約システムにより有料公園施設の利用の承認を受けた者が、前項第1号から第3号までの規定に該当することにより使用料の還付を受けようとする場合については、この限りでない。

別表第1 (物品販売、飲食の提供、宣伝等を主とする催し又は興行を行うものに係る公園使用料)

公園名	単位	期間	使用料
舞鶴公園 (三ノ丸広場)	1 平方メートル	1 日	24 円
舞鶴公園 (三ノ丸広場を除く)	1 平方メートル	1 日	18 円
冷泉公園	1 平方メートル	1 日	23 円
清流公園	1 平方メートル	1 日	31 円
警固公園	1 平方メートル	1 日	151 円
水上公園	1 平方メートル	1 日	184 円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日以外の日に使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の 2 分の 1 とする。
- 2 設営又は撤去のみを行うために使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の 2 分の 1 とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日に設営又は撤去のみを行うために使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の 4 分の 1 とする。

別表第 7 (公園占用料) (抜粋)

	種目	単位	期間	占用料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積 1 平方メートル	1 日	4,290 円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1 点	1 日	21,500 円
	その他のもの	1 平方メートル	1 月	550 円